

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年9月4日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】 ニッポン創業者株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】 継続募集額 上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ニッポン創業者株式ファンド

（以下、「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口あたり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行(売出)価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### （４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額

#### （ ） 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

#### （ ） 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。  
なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

(6) 【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります)
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。(当初1口=1円)
  - 分配金受取コース
  - 分配金再投資コース再投資される収益分配金については1口単位とします。  
取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

平成26年9月5日(金曜日)より平成27年9月4日(金曜日)まで  
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。  
販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。  
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。  
販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。
- ( ) 前記( )の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- ( ) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分

配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

- ( ) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

###### ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

#### 商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信 / 国内 / 株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

#### 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	株式 一般
--------	-------

決算頻度	年1回
投資対象地域	日本

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	日本
大型株	年4回	北米
中小型株	年6回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット	( )	(中東)
属性		エマージング
( )		
不動産投信		
その他資産		
(投資信託証券(株式 一般))		
資産複合		

#### 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
株式 一般	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。株式 一般とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ファンドの特色

**1** わが国の金融商品取引所に上場する創業者が経営する企業の株式に主に投資を行います。

**2** 銘柄選定基準は、原則として、下記基準をすべて満たす企業とします。  
**A：創業者が社長、最高経営責任者、会長など企業経営の重要な決定権を持ち、経営している企業**  
**B：創業者が自社の株式を保有していること**  
**C：日本の金融商品取引所に5年以上上場している企業**

※創業者とは、事業を興し発展させた当事者を指します。

**3** Horizon Asset Management LLC（以下、「ホライゾンAM社」）のジャパン・ファウンダーズ戦略選定銘柄<sup>※</sup>を参考に運用します。

※ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーまたはJF銘柄母集団という場合があります。

JF銘柄母集団から時価総額・売買高等により銘柄を絞り込み、さらに定量分析により組入れ銘柄を選定します。定量分析にあたっては、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社より投資助言を受けます。

#### ホライゾンAM社

ホライゾンAM社は、1994年の設立以来、長期、逆張り戦略、そしてファンダメンタル・バリュアの投資哲学を用いる米国の独立系投資顧問会社です。米国証券取引委員会に投資顧問業者の登録をしています（登録番号：801-47515）。親会社であるHorizon Kinetics LLCは、ホライゾン・グループの持株会社として2011年5月に設立されました。Horizon Kineticsは、受託資産残高98億米ドル、80名超の社員を抱え、ニューヨークを拠点としています。（2014年6月末現在）

※上記銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

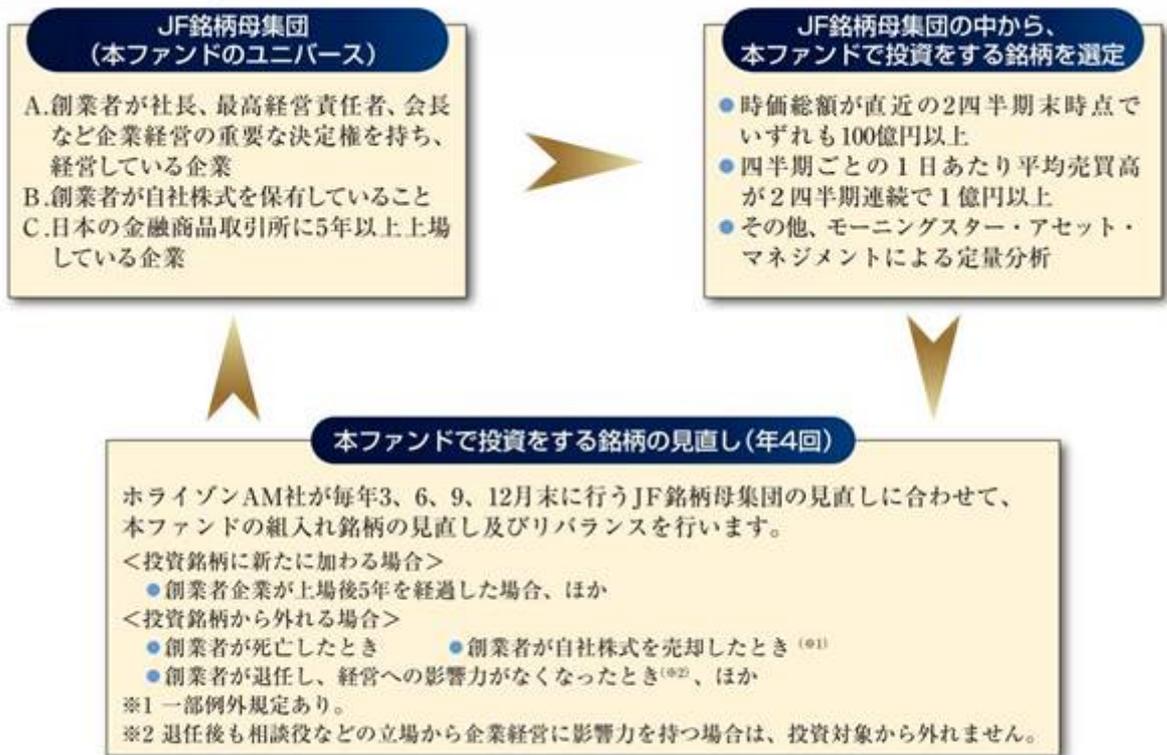
**4** 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

#### モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。契約資産残高約754億円（2014年6月末現在）

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 銘柄選定プロセス



各銘柄に対して、原則として等金額を投資します。

※上記銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

## 信託金の限度額

1,000 億円を上限とします。

- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

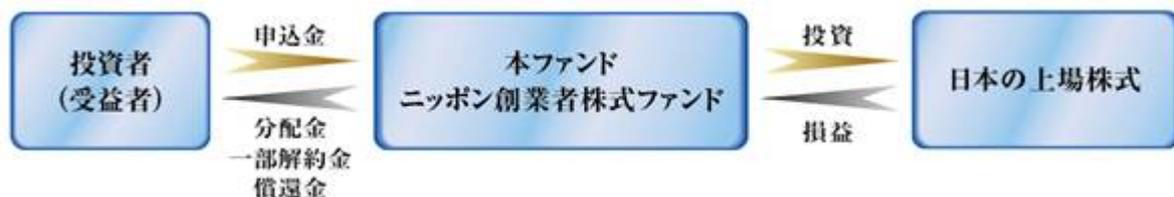
## (2) 【ファンドの沿革】

平成25年6月7日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

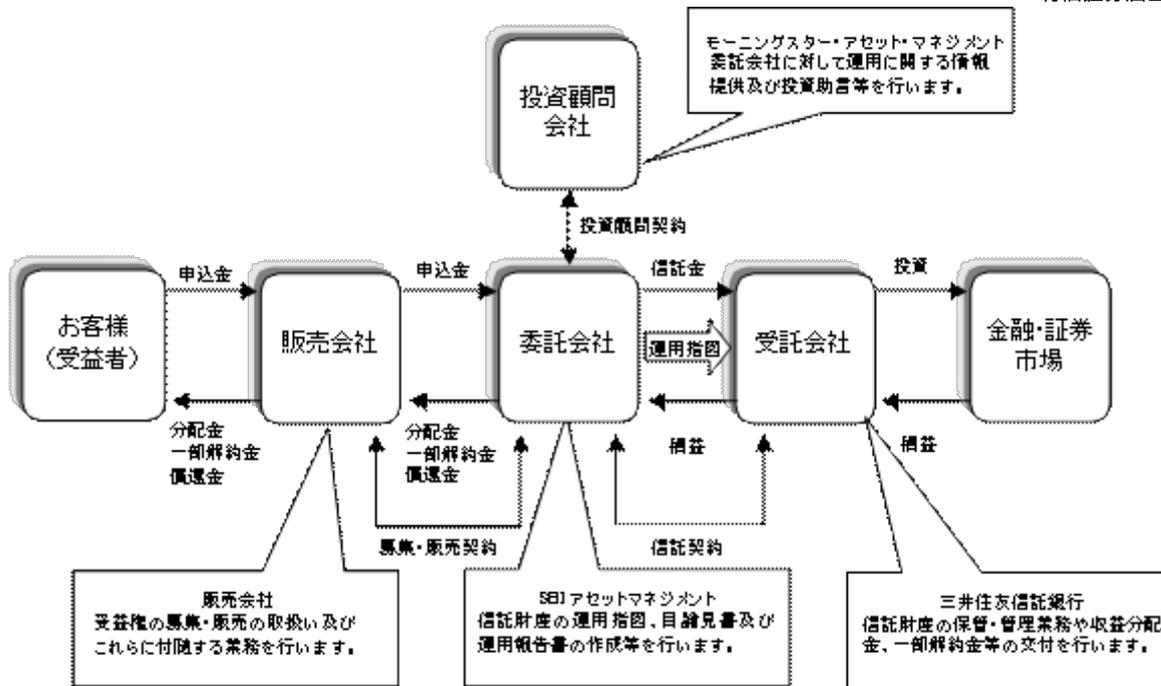
## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

日本の上場株式に直接投資します。



## 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

#### 委託会社の概況（平成26年9月4日現在）

##### ( ) 資本金

4億20万円

##### ( ) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成14年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更

平成17年 7月 1日

SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成19年 9月30日

金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

## ( )大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずるものを含みます。）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### ( )投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式（これに準ずるものを含みます。）を主な投資対象とします。

##### ( )投資態度

わが国の金融商品取引所に上場する創業者が経営する企業の株式に投資を行います。

銘柄選定基準は、原則として下記基準をすべて満たす企業となります。

A. 創業者が社長、最高経営責任者、会長など企業経営の重要な決定権を持ち、経営している企業

B. 創業者が自社株式を保有していること

C. 日本の証券取引所に5年以上上場している企業

創業者とは、事業を興し発展させた当事者を指します。

銘柄選定に当たっては、Horizon Asset Management LLC（以下、「ホライゾンAM社」）のジャパン・ファウンダーズ戦略選定銘柄を参考にします。

ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーまたはJF銘柄母集団という場合があります。

で選定した銘柄に対して、時価総額・売買高等により銘柄を絞り込みます。

で絞り込んだ銘柄について、定量分析等を行い、組入銘柄を決定します。定量分析等に当たっては、モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社より投資助言を受けます。

本ファンドの組入銘柄選定プロセスは、ホライゾンAM社のJF銘柄母集団の変更、株式市場規模や売買高あるいはファンド規模等に伴う銘柄選定基準の見直し等により変更される場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（第1号及び前号に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
  17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号及び第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、ならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券及び第14号(投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

## 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1. から 4. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

#### 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

#### 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

#### 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、運用本部長、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

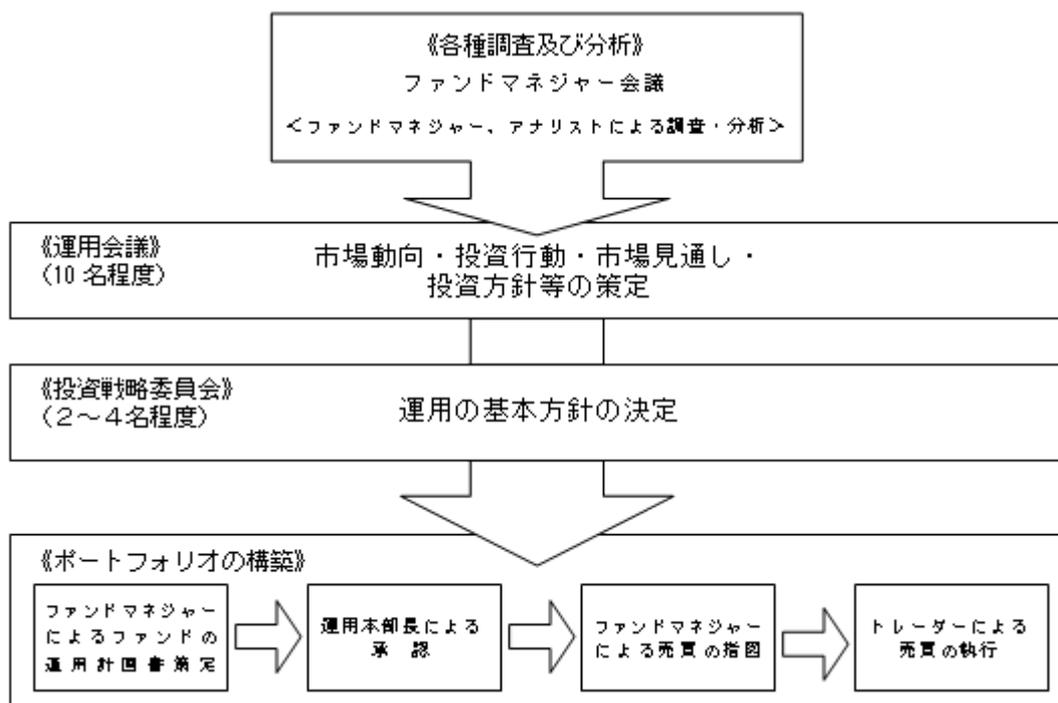
#### 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

#### パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

年1回決算(毎年6月4日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

( )配当金、利子、貸付有価証券にかかる品質料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

( )売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補った後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

( )毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

#### (5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

( )株式への投資割合には制限を設けません。

( )同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

( )同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

( )同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

( )外貨建資産への投資は行いません。

( )投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信託約款上のその他の投資制限

( )投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

( ) 同一銘柄の株式等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

( ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。)の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

( ) 信用取引の指図範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券

(ロ) 株式分割により取得する株券

(ハ) 有償増資により取得する株券

(ニ) 売出しにより取得する株券

(ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券

(ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

( ) 先物取引等の運用指図・目的・範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

( ) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第25条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記(イ)(ロ)に定める額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

その他

( )資金の借入れ(信託約款第31条)

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用及び運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

- ・ 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

#### その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

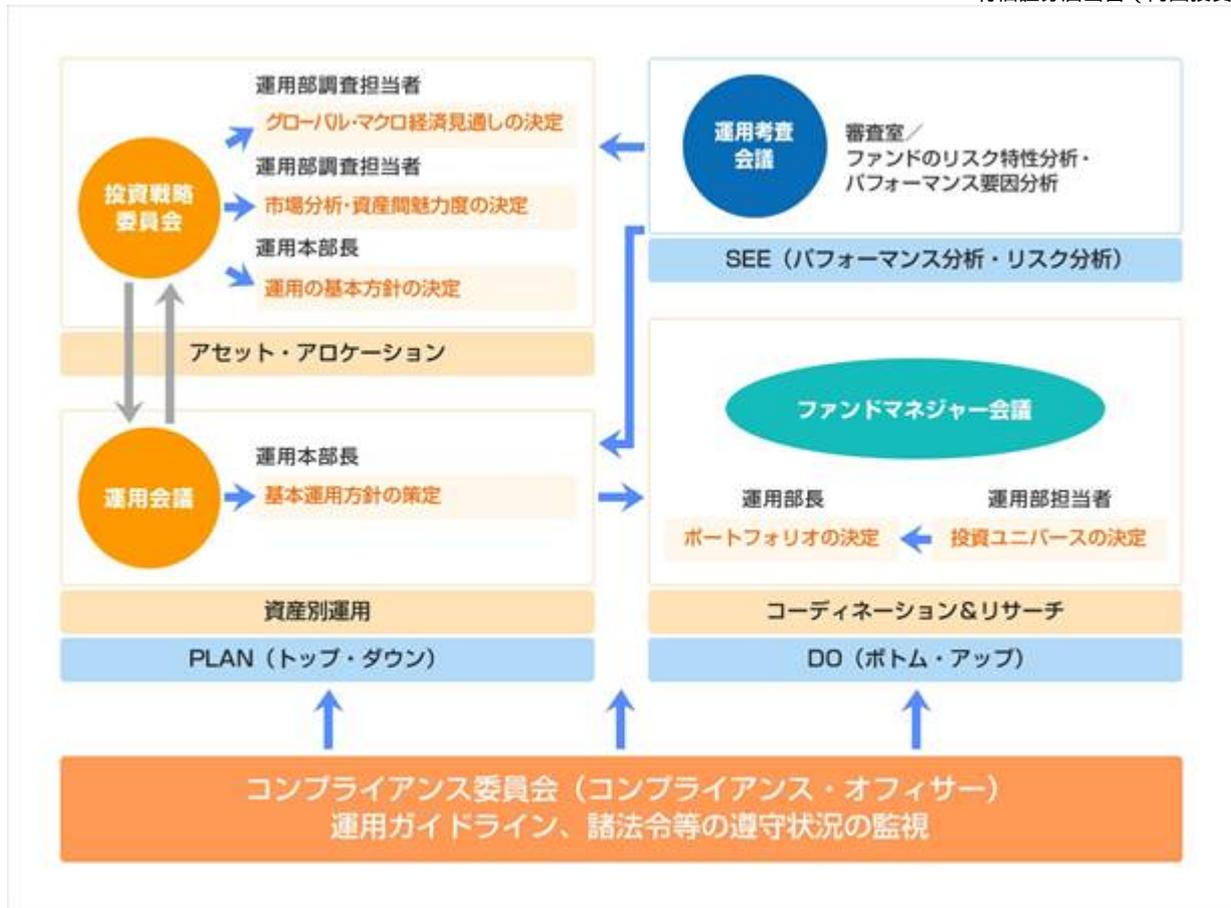
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

#### 《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

運用本部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	運用本部長、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月1回	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。

コンプライアンス 委員会	原則月1回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
-----------------	-------	---

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

### コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

### 機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込回数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbi-am.co.jp/">http://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

### (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6578%（税抜1.535%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.864% (税抜：年0.8%)	年0.756% (税抜：年0.7%)	0.0378% (税抜：年0.035%)

- ・ 委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬及び運用の参考とするホライゾンAM社の「ジャパン・ファウンダーズ・ストラテジー」に対する使用料等が支払われます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（印刷費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（消費税等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成26年9月4日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

##### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税率は以下の通りです。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

##### ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

税率は上記イと同じです。

- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)及び償還時の差益(個別元本超過額)については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税率は以下の通りです。

15.315%(所得税15%及び復興特別所得税0.315%)

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成26年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,106,980,300	96.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	46,008,335	3.99
合計(純資産総額)		1,152,988,635	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)】

(平成26年6月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	日本通信	情報・通信業	24,900	688.00	17,131,200	963.00	23,978,700	2.08
日本	株式	アイフル	その他金融業	32,500	481.00	15,632,500	653.00	21,222,500	1.84
日本	株式	ディップ	サービス業	5,700	2,780.00	15,846,000	2,956.00	16,849,200	1.46
日本	株式	エス・エム・エス	サービス業	5,500	2,700.00	14,850,000	3,005.00	16,527,500	1.43
日本	株式	フルキャストホールディングス	サービス業	34,600	369.00	12,767,400	450.00	15,570,000	1.35
日本	株式	マーベラスAQL	情報・通信業	13,400	826.00	11,068,400	1,129.00	15,128,600	1.31
日本	株式	そーせいグループ	医薬品	4,000	2,795.00	11,180,000	3,620.00	14,480,000	1.26
日本	株式	インフォマート	サービス業	6,000	1,915.00	11,490,000	2,336.00	14,016,000	1.22
日本	株式	フェローテック	電気機器	19,100	680.00	12,988,000	710.00	13,561,000	1.18
日本	株式	レーサム	不動産業	9,500	1,278.00	12,141,000	1,422.00	13,509,000	1.17
日本	株式	竹内製作所	機械	3,900	3,125.00	12,187,500	3,460.00	13,494,000	1.17
日本	株式	サニックス	サービス業	9,800	1,547.00	15,160,600	1,372.00	13,445,600	1.17
日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	6,300	1,933.00	12,177,900	2,022.00	12,738,600	1.10
日本	株式	ビックカメラ	小売業	16,200	785.00	12,717,000	785.00	12,717,000	1.10
日本	株式	Jトラスト	その他金融業	8,300	1,312.00	10,889,600	1,488.00	12,350,400	1.07
日本	株式	島精機製作所	機械	6,300	1,730.00	10,899,000	1,943.00	12,240,900	1.06
日本	株式	ローム	電気機器	2,100	5,830.00	12,243,000	5,810.00	12,201,000	1.06
日本	株式	ぐるなび	サービス業	7,100	1,606.00	11,402,600	1,718.00	12,197,800	1.06
日本	株式	ニトリホールディングス	小売業	2,200	5,010.00	11,022,000	5,540.00	12,188,000	1.06
日本	株式	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	18,600	699.00	13,001,400	654.00	12,164,400	1.06
日本	株式	スパークス・グループ	証券、商品先物取引業	51,300	212.00	10,875,600	235.00	12,055,500	1.05
日本	株式	GMOインターネット	情報・通信業	10,300	1,115.00	11,484,500	1,145.00	11,793,500	1.02
日本	株式	JCRファーマ	医薬品	4,500	2,403.00	10,813,500	2,616.00	11,772,000	1.02
日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	3,600	3,150.00	11,340,000	3,270.00	11,772,000	1.02
日本	株式	テラ	サービス業	6,500	1,314.00	8,541,000	1,796.00	11,674,000	1.01
日本	株式	エフピコ	化学	3,300	3,160.00	10,428,000	3,530.00	11,649,000	1.01
日本	株式	アプリックスIPホールディングス	情報・通信業	6,200	1,990.00	12,338,000	1,867.00	11,575,400	1.00
日本	株式	アスカネット	サービス業	2,300	6,460.00	14,858,000	5,010.00	11,523,000	1.00
日本	株式	マブチモーター	電気機器	1,500	7,630.00	11,445,000	7,680.00	11,520,000	1.00
日本	株式	ニフコ	化学	3,400	3,070.00	10,438,000	3,380.00	11,492,000	1.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

全銘柄の業種別投資比率  
(国内株式)

(平成26年6月30日現在)

種類	業 種	投資比率（％）
株式	建設業	0.88
	食料品	0.99
	化学	2.95
	医薬品	2.28
	機械	4.53
	電気機器	11.87
	精密機器	0.94
	その他製品	0.93
	情報・通信業	21.07
	卸売業	3.50
	小売業	15.38
	証券、商品先物取引業	2.83
	その他金融業	2.91
	不動産業	3.77
	サービス業	21.20
合計		96.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口あたり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (平成26年 6月 4日)	1,319,273,371	1,319,273,371	12,053	12,053
平成25年 6月 末日	1,946,937,968		10,904	
7月 末日	2,292,889,759		11,048	
8月 末日	2,186,806,128		10,637	
9月 末日	1,976,050,593		11,838	
10月 末日	1,755,817,688		11,665	
11月 末日	1,593,257,500		12,166	
12月 末日	1,508,625,467		12,761	
平成26年 1月 末日	1,521,039,994		12,377	
2月 末日	1,435,309,733		11,935	
3月 末日	1,327,174,510		11,803	
4月 末日	1,229,253,915		11,069	
5月 末日	1,280,549,500		11,620	
6月 末日	1,152,988,635		12,510	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口あたりの分配金 (円)
第1計算期	平成25年 6月 7日～平成26年 6月 4日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間	平成25年 6月 7日 ~ 平成26年 6月 4日	20.53

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	平成25年 6月 7日 ~ 平成26年 6月 4日	2,683,464,067	1,588,922,350	1,094,541,717

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。  
第1計算期間の設定数量には当初募集期間中の設定数量1,727,426,888口を含みます。

#### (参考情報)

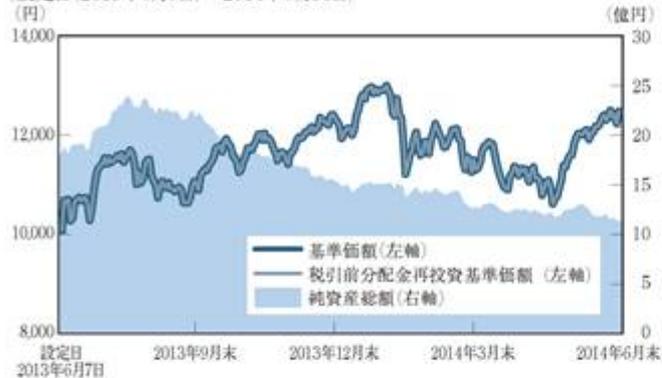
## 運用実績

## ニッポン創業者株式ファンド

## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2014年6月30日)

(設定日(2013年6月7日)～2014年6月30日)



基準価額(1万口あたり) 12,510円

純資産総額 11.52億円

## 分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2014年6月4日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

## 主要な資産の状況

※比率は純資産総額に対する比率を表示しています。

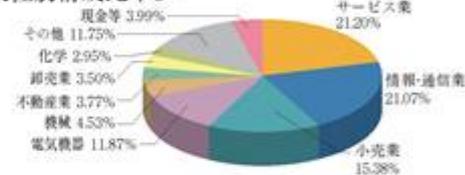
## &lt;組入上位10銘柄&gt;

銘柄名	業種	組入比率
1 日本通信	情報・通信業	2.08%
2 アイフル	その他金融業	1.84%
3 ディップ	サービス業	1.46%
4 エス・エム・エス	サービス業	1.43%
5 フルキャストホールディングス	サービス業	1.35%
6 マーベラスAQL	情報・通信業	1.31%
7 モーゼイグループ	医薬品	1.26%
8 インフォマート	サービス業	1.22%
9 フェローテック	電気機器	1.18%
10 レーサム	不動産業	1.17%

## &lt;構成比率&gt;

業種	構成比率
国内株式	96.01%
現金等	3.99%
純資産総額	100.00%

## &lt;業種別構成比率&gt;



※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。  
 ※2013年は設定日(6月7日(10,000円))から12月末まで、2014年は6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。  
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ( )お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）  
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ <http://www.sbiasset.com/>

#### ( )お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記( )に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### ( )お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額とします。

#### ( )お申込手数料

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得

ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受けた取得申込みを取消することができます。

## 2【換金（解約）手続等】

### ( ) 一部解約

#### a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）  
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ <http://www.sbiasset.com/>

#### b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### c. 換金価額

換金申込受付日の基準価額とします。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

#### d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目にお支払いします。

#### e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

### ( ) その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、書面決議において反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### ( ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりで表示されます。

##### ( ) 主な投資対象資産の評価方法

株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
----	---------------------------------

##### ( ) 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口あたり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口あたり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="http://www.sbiam.co.jp/">http://www.sbiam.co.jp/</a>
---

#### (2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成25年6月7日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年6月5日から翌年6月4日までとすることを原則とします。なお、第1期計算期間は、平成25年6月7日から平成26年6月4日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### ( ) 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、運用の参考とするホライゾンAM社のジャパン・ファウンダーズ・ストラテジーの使用が出来なくなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記からまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記からまでに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

( ) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記

「( ) 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

( ) 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記の事項(前記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記の書面決議は議決権が行使できる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記からまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

( ) 公告

委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。

( ) 反対者の買取請求権

前記( ) ( ) に規定する信託契約の解約または前記( ) に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記( ) または前記( ) に規定する書面に付記します。

( ) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末(毎年6月4日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

( ) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

( ) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

( ) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

( ) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成25年6月7日から平成26年6月4日まで）の財務諸表について、かえで監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ニッポン創業者株式ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成26年 6月 4日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	38,870,047
株式	1,295,213,900
未収配当金	6,958,711
未収利息	21
流動資産合計	1,341,042,679
資産合計	1,341,042,679
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	10,051,443
未払受託者報酬	254,106
未払委託者報酬	10,890,144
その他未払費用	573,615
流動負債合計	21,769,308
負債合計	21,769,308
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1,094,541,717
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	224,731,654
元本等合計	1,319,273,371
純資産合計	1,319,273,371
負債純資産合計	1,341,042,679

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期	
	自	平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日
<b>営業収益</b>		
受取配当金		20,828,561
受取利息		34,563
有価証券売買等損益		352,811,076
その他収益		535
営業収益合計		373,674,735
<b>営業費用</b>		
受託者報酬		622,352
委託者報酬		26,671,820
その他費用		3,677,835
営業費用合計		30,972,007
営業利益又は営業損失（ ）		342,702,728
経常利益又は経常損失（ ）		342,702,728
当期純利益又は当期純損失（ ）		342,702,728
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		205,035,024
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		151,072,499
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		151,072,499
剰余金減少額又は欠損金増加額		64,008,549
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		64,008,549
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		224,731,654

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

期別		第1期 平成26年 6月 4日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1,094,541,717口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2053円 (12,053円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日		
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	12,226,893円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	125,440,811円
収益調整金額	C	87,063,950円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D	224,731,654円
当ファンドの期末残存口数	F	1,094,541,717口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,053円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネージャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理

	<p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
--	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成26年 6月 4日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	110,084,376
合計	110,084,376

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日
該当事項はありません。

## (元本の移動)

区分	第1期 自 平成25年 6月 7日 至 平成26年 6月 4日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,727,426,888円
期中追加設定元本額	956,037,179円
期中一部解約元本額	1,588,922,350円

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	2,700	4,660.00	12,582,000	
伊藤園	5,300	2,358.00	12,497,400	
エフビコ	4,000	3,160.00	12,640,000	
ニフコ	4,100	3,070.00	12,587,000	
ユニ・チャーム	2,200	6,282.00	13,820,400	
JCRファーマ	5,400	2,403.00	12,976,200	
そーせいグループ	4,800	2,795.00	13,416,000	
島精機製作所	7,700	1,730.00	13,321,000	
フリージア・マクロス	369,000	28.00	10,332,000	
SANKYO	2,900	3,785.00	10,976,500	
竹内製作所	4,800	3,125.00	15,000,000	
セガサミーホールディングス	5,500	2,044.00	11,242,000	
マブチモーター	1,800	7,630.00	13,734,000	
日本電産	2,100	6,007.00	12,614,700	
ザインエレクトロニクス	8,800	1,630.00	14,344,000	
日本トリム	2,100	4,240.00	8,904,000	
ユニデン	50,000	239.00	11,950,000	
船井電機	12,000	977.00	11,724,000	
堀場製作所	3,400	3,530.00	12,002,000	
キーエンス	300	41,865.00	12,559,500	
フェローテック	23,200	680.00	15,776,000	
イリソ電子工業	2,300	5,440.00	12,512,000	
ウシオ電機	8,900	1,264.00	11,249,600	
ローム	2,600	5,830.00	15,158,000	
アジアグロースキャピタル	61,200	168.00	10,281,600	
朝日インテック	3,100	4,150.00	12,865,000	
バンダイナムコホールディングス	5,400	2,291.00	12,371,400	
ネットイヤーグループ	7,100	2,103.00	14,931,300	
ネオス	12,900	1,032.00	13,312,800	
グリー	11,600	951.00	11,031,600	
コーエーテックモホールディングス	9,400	1,290.00	12,126,000	
ハーツユナイテッドグループ	4,500	2,243.00	10,093,500	
ドワンゴ	3,900	2,748.00	10,717,200	
アプリックスIPホールディングス	7,500	1,990.00	14,925,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,500	699.00	15,727,500	
アドバンスト・メディア	10,400	1,127.00	11,720,800	
インターネットイニシアティブ	5,400	2,586.00	13,964,400	
ドリコム	4,700	2,292.00	10,772,400	
ヤフー	26,000	499.00	12,974,000	
トレンドマイクロ	3,800	3,260.00	12,388,000	
マーベラスAQL	16,200	826.00	13,381,200	
エイベックス・グループ・ホールディングス	6,700	1,688.00	11,309,600	
日本通信	30,200	688.00	20,777,600	
GMOインターネット	12,500	1,115.00	13,937,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	6,400	1,633.00	10,451,200	
カブコン	7,200	1,716.00	12,355,200	
富士ソフト	5,900	2,163.00	12,761,700	
コナミ	5,100	2,318.00	11,821,800	
ソフトバンク	1,700	7,792.00	13,246,400	
あいホールディングス	7,300	1,783.00	13,015,900	
第一興商	4,000	3,035.00	12,140,000	
ワキタ	10,700	1,271.00	13,599,700	

サンリオ	3,400	2,776.00	9,438,400
ジェイアイエヌ	4,200	2,839.00	11,923,800
ビックカメラ	19,600	785.00	15,386,000
ドトール・日レスホールディングス	6,900	1,820.00	12,558,000
スタートトゥデイ	5,100	2,563.00	13,071,300
コスモス薬品	1,000	10,820.00	10,820,000
コーナン商事	11,700	1,019.00	11,922,300
ドンキホーテホールディングス	2,300	6,020.00	13,846,000
ゼンショーホールディングス	11,900	988.00	11,757,200
サイゼリヤ	10,000	1,257.00	12,570,000
ユナイテッドアローズ	3,200	4,200.00	13,440,000
スギホールディングス	2,700	5,020.00	13,554,000
AOKIホールディングス	9,300	1,390.00	12,927,000
イズミ	4,100	3,190.00	13,079,000
ヤマダ電機	34,700	385.00	13,359,500
ニトリホールディングス	2,700	5,010.00	13,527,000
ブレナス	5,200	2,315.00	12,038,000
ファーストリテイリング	300	34,320.00	10,296,000
SBIホールディングス	9,900	1,217.00	12,048,300
マネックスグループ	33,400	366.00	12,224,400
スパークス・グループ	62,100	212.00	13,165,200
Jトラスト	10,000	1,312.00	13,120,000
アイフル	39,300	481.00	18,903,300
日本駐車場開発	109,700	115.00	12,615,500
ゴールドクレスト	5,500	2,157.00	11,863,500
レーサム	11,500	1,278.00	14,697,000
サンフロンティア不動産	8,900	1,148.00	10,217,200
ネクスト	13,500	913.00	12,325,500
エス・エム・エス	6,700	2,700.00	18,090,000
テラ	7,900	1,314.00	10,380,600
夢真ホールディングス	12,900	1,018.00	13,132,200
カカクコム	7,500	1,816.00	13,620,000
ディップ	6,900	2,780.00	19,182,000
オプト	15,500	782.00	12,121,000
エムスリー	7,600	1,636.00	12,433,600
アウトソーシング	7,700	1,465.00	11,280,500
アスカネット	2,800	6,460.00	18,088,000
ぐるなび	8,600	1,606.00	13,811,600
ファンコミュニケーションズ	7,400	1,646.00	12,180,400
インフォマート	7,200	1,915.00	13,788,000
JPホールディングス	27,400	417.00	11,425,800
ネクシィーズ	11,400	928.00	10,579,200
サニックス	12,000	1,547.00	18,564,000
ラウンドワン	14,100	667.00	9,404,700
リゾートトラスト	7,600	1,933.00	14,690,800
フルキャストホールディングス	42,000	369.00	15,498,000
エイチ・アイ・エス	4,400	3,150.00	13,860,000
セコム	2,100	6,415.00	13,471,500
合計	1,511,000		1,295,213,900

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

	平成26年6月30日現在
資産総額	1,179,033,646円
負債総額	26,045,011円
純資産総額（ - ）	1,152,988,635円
発行済口数	921,631,027口
1口あたり純資産額（ / ）	1.2510円
（1万口あたり純資産額）	（12,510円）

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし

ます。  
前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし

ます。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし

(6) 償還金

ます。  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

ます。）に支払います。  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

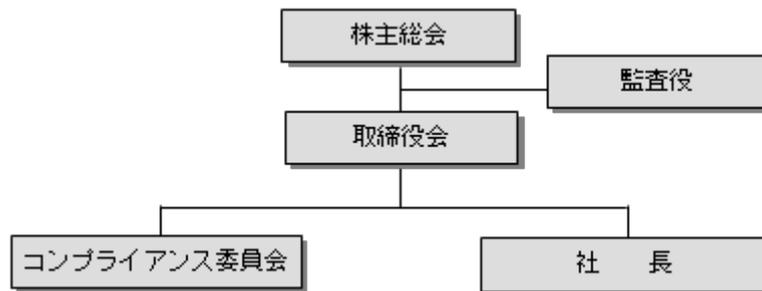
#### 1【委託会社等の概況】

##### 資本金の額

- ( ) 資本金の額(平成26年9月4日現在)  
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- ( ) 発行する株式の総数  
委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。
- ( ) 発行済株式の総数  
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減  
該当事項はありません。

##### 委託会社の機構

- (i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

#### ( ) 投資運用の意思決定機構

##### ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

##### イ) 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

##### ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、運用本部長、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

##### エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

## オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成26年6月30日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	32	63,545
単位型株式投資信託	11	42,847

## 3【委託会社等の経理状況】

## (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第27期		第28期	
		(平成25年3月31日現在)		(平成26年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
・流動資産					
預金		334,768		466,990	
前払費用		1,768		2,256	
未収委託者報酬		163,962		189,317	
未収運用受託報酬		3,930		8,934	
未収投資顧問料	* 2	10,865		9,680	
繰延税金資産		3,925		1,461	
その他		6,058		6,250	
流動資産合計		525,280	74.3	684,891	81.2
・固定資産					
有形固定資産					
器具備品	* 1	556		521	
リース資産		2,510		1,882	
有形固定資産合計		3,066	0.4	2,404	0.3
無形固定資産					
電話加入権		67		67	

ソフトウェア		1,034		643	
商標権		1,037		1,301	
無形固定資産合計		2,139	0.3	2,011	0.2
投資その他の資産					
投資有価証券		51,015			
関係会社株式		97,776		127,776	
長期差入保証金	* 2	26,819		26,819	
長期前払費用		708			
投資その他の資産合計		176,319	24.9	154,595	18.3
固定資産合計		181,525	25.7	159,011	18.8
資産合計		706,805	100.0	843,902	100.0

区分	注記 番号	第27期		第28期	
		(平成25年3月31日現在)		(平成26年3月31日現在)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
・流動負債					
預り金		1,646		642	
未払金		89,708		105,812	
(未払手数料)		(71,217)		(88,074)	
未払法人税等		42,681		30,344	
未払消費税等		5,123		7,984	
リース債務		630		657	
流動負債合計		139,791	19.8	145,441	17.2
・固定負債					
リース債務		2,058		1,400	
固定負債合計		2,058	0.3	1,400	0.2
負債合計		141,850	20.1	146,842	17.4
<b>(純資産の部)</b>					
・株主資本					
1 資本金		400,200	56.6	400,200	47.4
2 利益剰余金					
利益準備金		30,012		30,012	
その他利益剰余金		122,111		266,847	
繰越利益剰余金		122,111		266,847	
利益剰余金合計		152,123	21.5	296,859	35.2
株主資本合計		552,323		697,059	82.6
・評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		12,631			
評価・換算差額等合計		12,631	1.8		
純資産合計		564,954	79.9	697,059	82.6
負債・純資産合計		706,805	100.0	843,902	100.0

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第27期			第28期		
		自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日			自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
		内訳	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬		701,904		954,989			
運用受託報酬		34,647		29,903			
投資顧問料		41,590	778,141	42,026	1,026,919	100.0	
営業費用							

支払手数料	393,972			533,240		
広告宣伝費	290			1,546		
調査費	17,613			22,204		
(調査費)	(17,613)			(22,204)		
委託計算費	68,027			68,595		
営業雑経費	16,443			17,508		
(通信費)	(870)			(1,021)		
(印刷費)	(13,497)			(14,150)		
(協会費)	(1,530)			(1,615)		
(諸会費)	(454)			(454)		
(その他営業雑経費)	(90)	496,346	63.8	(266)	643,096	62.6
一般管理費						
給料	111,430			131,402		
(役員報酬)	(15,400)			(15,083)		
(給料・手当)	(96,030)			(116,318)		
交際費	130			90		
旅費交通費	3,359			3,863		
福利厚生費	13,164			15,921		
租税公課	2,574			1,833		
不動産賃借料	21,953			22,283		
器具備品賃借料	75					
消耗品費	1,503			3,640		
事務委託費	8,120			9,963		
退職給付費用	4,750			5,623		
固定資産減価償却費	1,503			1,334		
諸経費	5,164	173,730	22.3	6,194	202,150	19.7
営業利益		108,063	13.9		181,673	17.7
営業外収益						
受取利息	72			49		
雑収入	240	312	0.0	221	271	0.0
営業外費用						
支払利息	126			100		
為替差損				1		
雑損失	49	175	0.0	0	102	0.0
経常利益		108,201	13.9		181,842	17.7
特別利益						
投資有価証券償還益				15,240		1.5
投資有価証券売却益				0	15,240	0.0
特別損失						
投資有価証券売却損				9	9	0.0
税引前当期純利益		108,201	13.9		197,073	19.2
法人税、住民税及び事業税		43,847	5.6		49,873	4.9
法人税等調整額		2,751	0.4		2,463	0.2
当期純利益		67,105	8.6		144,736	14.1

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期		第28期	
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
株主資本				
資本金				
当期首残高		400,200		400,200
当期変動額				
当期変動額合計				

当期末残高	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		30,012
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立て	30,012	
当期変動額合計	30,012	
当期末残高	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	385,137	122,111
当期変動額		
当期純利益	67,105	144,736
剰余金（その他利益剰余金）の配当	300,120	
剰余金の配当	30,012	
当期変動額合計	263,026	144,736
当期末残高	122,111	266,847
利益剰余金合計		
当期首残高	385,137	152,123
当期変動額		
当期純利益	67,105	144,736
剰余金（その他利益剰余金）の配当	300,120	
剰余金の配当		
当期変動額合計	233,014	144,736
当期末残高	152,123	296,859
株主資本合計		
当期首残高	785,337	552,323
当期変動額		
当期純利益	67,105	144,736
剰余金（その他利益剰余金）の配当	300,120	
当期変動額合計	233,014	144,736
当期末残高	552,323	697,059
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,570	12,631
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,061	12,631
当期変動額合計	5,061	12,631
当期末残高	12,631	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,570	12,631
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,061	12,631
当期変動額合計	5,061	12,631

当期末残高	12,631	
純資産合計		
当期首残高	792,907	564,954
当期変動額		
当期純利益	67,105	144,736
剰余金（その他利益剰余金）の配当	300,120	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,061	12,631
当期変動額合計	227,952	144,736
当期末残高	564,954	697,059

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品 5 - 15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能

期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

当社では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来定率法を採用しておりましたが、親会社の連結決算上の会計処理と統一するため、当期首より定額法に変更しております。

これらの変更による損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

第27期 (平成25年3月31日現在)	第28期 (平成26年3月31日現在)
* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

器具備品	5,770千円	器具備品	6,432千円
合計	5,770千円	合計	6,432千円
* 2 関係会社に対する資産及び負債		* 2 関係会社に対する資産及び負債	
未収投資顧問料	10,865千円	未収投資顧問料	9,680千円
長期差入保証金	26,765千円	長期差入保証金	26,765千円

## (損益計算書関係)

該当事項はありません。

## (株主資本等変動計算書関係)

第27期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年9月28日 臨時株主総会	普通株式	300,120千円	8,200円	平成24年10月4日	平成24年10月4日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第28期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600			36,600

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

##### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### (1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

###### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

##### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### (1) リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

###### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、ます。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	334,768	334,768	
(2) 未収委託者報酬	163,962	163,962	
(3) 未収運用受託報酬	3,930	3,930	
(4) 未収投資顧問料	10,865	10,865	
(5) 投資有価証券 その他投資有価証券	51,015	51,015	
資産計	564,543	564,543	
(1) 未払金	89,708	89,708	
(2) リース債務	2,689	2,689	
負債計	92,398	92,398	

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

## (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

## 負債

## (1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	97,776
(2) 長期差入保証金	26,819

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

## （注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
預金	334,768
未収委託者報酬	163,962
未収運用受託報酬	3,930
未収投資顧問料	10,865
合計	513,527

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

## 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	466,990	466,990	
(2) 未収委託者報酬	189,317	189,317	
(3) 未収運用受託報酬	8,934	8,934	
(4) 未収投資顧問料	9,680	9,680	
資産計	674,921	674,921	
(1) 未払金	105,812	105,812	
(2) リース債務	2,058	2,058	
負債計	107,871	107,871	

## （注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## （注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	26,819

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	466,990
未収委託者報酬	189,317
未収運用受託報酬	8,934
未収投資顧問料	9,680
合計	674,921

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	657	685	714			

(有価証券関係)

第27期(平成25年3月31日現在)

1. その他有価証券

区分	第27期 (平成25年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式			
債券			
その他	38,383	51,015	12,631
小計	38,383	51,015	12,631

貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	38,383	51,015	12,631

第28期(平成26年3月31日現在)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td> <td>2,408千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td>2,408千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td>2,342千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,750千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,408千円は勤務費用に含めております。</p> <p>(注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,408千円	退職給付費用計	2,408千円	その他(注2)	2,342千円	合計	4,750千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>勤務費用等(注1)</td> <td>2,937千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td>2,937千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td>2,685千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,623千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,937千円は勤務費用に含めております。</p> <p>(注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p>	勤務費用等(注1)	2,937千円	退職給付費用計	2,937千円	その他(注2)	2,685千円	合計	5,623千円
勤務費用等(注1)	2,408千円																
退職給付費用計	2,408千円																
その他(注2)	2,342千円																
合計	4,750千円																
勤務費用等(注1)	2,937千円																
退職給付費用計	2,937千円																
その他(注2)	2,685千円																
合計	5,623千円																

## 4. 厚生年金基金の年金資産の額

当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。

## (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年3月31日現在）

年金資産	186,189,698千円
年金財政計算上の給付債務	186,648,697千円
差引額	458,998千円

## (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成24年3月31日現在）

当社の加入員数割合 0.02%

## (3) 補足説明

上記の差引額458,998千円の内訳は、平成24年度不足金13,412,115千円、別途積立金3,329,843千円及び資産評価調整額 9,623,273千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

## 4. 厚生年金基金の年金資産の額

当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。

## (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産	222,956,639千円
年金財政計算上の給付債務	206,135,147千円
差引額	16,821,492千円

## (2) 制度全体に占める当社の加入員数割合（平成25年3月31日現在）

当社の加入員数割合 0.02%

## (3) 補足説明

上記の差引額16,821,492千円の内訳は、平成25年度不足金10,082,271千円、及び平成25年度剰余金26,903,764千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

## (税効果会計関係)

第27期 平成25年3月31日現在	第28期 平成26年3月31日現在																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td>510千円</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td>22,570</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td>22,248</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,926</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>49,255</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>45,330</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>3,925</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	投資有価証券評価損	22,570	関係会社株式評価損	22,248	その他	3,926	繰延税金資産小計	49,255	評価性引当額	45,330	繰延税金資産合計	3,925	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td>510千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td>22,248</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,461</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>24,220</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>22,758</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>1,461</td> </tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	510千円	関係会社株式評価損	22,248	その他	1,461	繰延税金資産小計	24,220	評価性引当額	22,758	繰延税金資産合計	1,461
繰延税金資産																															
電話加入権	510千円																														
投資有価証券評価損	22,570																														
関係会社株式評価損	22,248																														
その他	3,926																														
繰延税金資産小計	49,255																														
評価性引当額	45,330																														
繰延税金資産合計	3,925																														
繰延税金資産																															
電話加入権	510千円																														
関係会社株式評価損	22,248																														
その他	1,461																														
繰延税金資産小計	24,220																														
評価性引当額	22,758																														
繰延税金資産合計	1,461																														
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>38.01%</td> </tr> <tr> <td>永久差異</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td>11.45%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>26.56%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.01%	永久差異	0.02%	評価性引当金の増減	11.45%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>38.01%</td> </tr> <tr> <td>永久差異</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金の増減</td> <td>11.45%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>26.56%</td> </tr> </table>	法定実効税率	38.01%	永久差異	0.02%	評価性引当金の増減	11.45%	その他	0.02%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%										
法定実効税率	38.01%																														
永久差異	0.02%																														
評価性引当金の増減	11.45%																														
その他	0.02%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%																														
法定実効税率	38.01%																														
永久差異	0.02%																														
評価性引当金の増減	11.45%																														
その他	0.02%																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.56%																														
<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																														

## (セグメント情報)

第27期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日	第28期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日
<p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p>	<p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報 (1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左  有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p>

## (関連当事者情報)

第27期（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマ ネジメントカンパ ニーエスエー	ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ	88	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する投 資助言業務  役員の兼任	投資顧問 料の受取	41,590	未収投 資顧問 料	10,865

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成24年 6月28日に減資及び増資を行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係 会社	SBIホールディ ングス株式会社	東京都港区	81,668	グループの 統括・運営	(所有) 間接 48.5%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	21,953	長期差 入保証 金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1)親会社情報

モーニングスター株式会社（大阪証券取引所 ジャスダック市場）

第28期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1.関連当事者との取引

#### 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

##### (ア)財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBIファンドマ ネジメントカンパ ニーエスエー	ルクセンブル グ大公国：ルク センブルグ	118	ファンドの 管理会社	(所有) 直接 100%	管理会社に対する ファンドに関する投 資助言業務 役員の兼任	投資顧問 料の受取	42,026	未収投 資顧問 料	9,680

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。  
3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成26年3月13日に増資を行っております。

##### (イ)財務諸表提出会社のその他の関係会社（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	SBIホールディ ングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの 統括・運営	(所有) 間接 49.2%	サービスの提供 役員の兼任	事務所等 の賃借	22,283	長期差 入保証 金	26,765

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1)親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

#### (1株当たり情報)

	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

1株当たり純資産額	15,435円92銭	19,045円35銭
1株当たり当期純利益	1,833円48銭	3,954円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第28期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
当期純利益(千円)	67,105	144,736
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	67,105	144,736
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

第28期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

##### 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (平成26年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	高木証券株式会社	11,069百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	立花証券株式会社	6,695百万円	
	岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

	名 称	関係業務の概要
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。
販売会社	株式会社SBI証券	本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。
	高木証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	岡三オンライン証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

詳しくは、第二部 第1、1、(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

## 3【資本関係】

	名 称	資本関係
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	該当事項はありません。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	該当事項はありません。

販売会社	株式会社SBI証券	該当事項はありません。
	高木証券株式会社	
	楽天証券株式会社	
	立花証券株式会社	
	岡三オンライン証券株式会社	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### 優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鶴見 寛
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小松 亮一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年7月30日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

かえで監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 山下章太	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 佐武 伸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッポン創業者株式ファンドの平成25年6月7日から平成26年6月4日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポン創業者株式ファンドの平成26年6月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。